

第6回 地方議会議員年金制度検討会

平成21年12月21日

【大平幹事】 皆さんおはようございます。定刻より早目でございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第6回地方議会議員年金制度検討会を開催いたします。本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は総務省福利課の大平でございます。いつものとおり進行を務めさせていただきます。

それでは、本日お配りしています資料の確認をいただきますが、本日は一つだけ、地方議会議員年金制度検討会報告（案）でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は大橋座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 それでは本日の議題は、会議の次第でございますように報告書を中心ということでございます。前回の検討会では、共済会で意見集約が進んでいるというご報告がございましたので、意見集約が進んでいるようであればその状況についてあらかじめお話を伺いたいと存じます。金子委員、よろしいですか。

【金子委員】 それでは都道府県議長会の意見について申し上げさせていただきます。

一つには、地方議会議員年金制度は存続すべきであると。その場合において、現役会員の負担と受益の関係が保険制度としての限界点にあることから、世代間の給付と負担の不均衡を是正し、今後とも持続可能な、会員が信頼できる制度として構築すべきであるということです。

二つ目には、存続する場合は、A案でもやむを得ない。これはいろいろありますけれども、B案を主張はしておりますが、A案でもやむを得ないという意見でございます。ただ、A案とB案の間ぐらいの話とかいろいろ意見は出ているところでございます。

廃止する場合の考え方を検討するといった意見も、4分の1程度ありました。なお、廃止する場合の考え方を検討する場合には、一時金は掛金総額の64%を超える率を確保すべきである。

また、地方議会議員についても、例えば、被用者年金と同様に基礎年金に上乘せの報酬比例部分とするなど、新たな制度の創設を廃止の場合には検討すべきであると。この3点がまとまった意見でございます。

【大橋座長】 ただいま県のほうの意見の集約を伺いましたけれども、ほかの団体等で

ございましたらお願いします。

【野村委員】 おはようございます。全国町村議会議長会では、去る12月17日に都道府県会長会を開催し、地方議会議員年金制度の長期安定化に対する要望を決定いたしました。これは私どもが一貫して主張してまいりました議員年金制度の維持、存続について、前回の検討会で報告しました本会の方針に基づき決定したものでございます。皆様方のお手元に資料を配付してありますのでよろしく申し上げます。

記書き以下、第1として、合併が年金財政に及ぼした影響については、合併特例法の規定に基づき、全額財政措置をすべきとしております。これは改正B案の財源の裏づけとなるものですから、本会としては、これが年金制度を存続させるための最低条件と考えております。

第2は、議員年金において、議員負担と公費負担の割合は現在6対4となっておりますが、同じ選挙で選ばれた市町村長の年金制度では、5対5となっていることから、同様に5対5に引き上げることを要望しております。

第3は、現職議員にしてみれば、平成15年と平成19年の二度の大改正において将来の年金額を引き下げられただけでなく、掛金についても繰り返し引き上げられてきた経緯があり、既に議員個人の負担は限界に達している状態です。このことを鑑みれば、現職議員のこれ以上の負担は極力軽減すべきとしているものであります。第2及び第3については、改正B案でも現行制度に比べて、現職議員、年金受給者ともに厳しさを増すわけで、可能な限り負担は最小限としていただきたいと思いますと考え、要望している次第であります。

【大橋座長】 ほかにはよろしいでしょうか。それではただいまの二つほど、前回以降の意見集約の状況ということでご報告がございましたけれども、この内容につきまして、何かご質問とかご意見がございましたら伺いたいと存じます。

【藤田委員】 いいですか。質問ということではないんですが、このとりまとめを見せてもらって、この中のことを言ってもいいですか。

【大橋座長】 今、とりあえずこの二つでお願いします。

【藤田委員】 それではまた後にします。

【大橋座長】 ただいまの意見集約の内容につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

でしたら、本日は報告書の検討がございまして、内容的に今の問題を全部含んでおりますので、そちらのほうで改めてご議論いただくということにしたいと思っております。

それでは、本日の議題に戻りまして、最初の議題は報告書に関してでございます。事務局からまず説明をお願いします。

【高原幹事】 福利課長の高原でございます。それでは、検討会の報告書の内容につきまして事務局からご説明をさせていただきたいと思っております。まず資料をおめくりいただきまして1ページをごらんいただきたく存じますが、全体の構成をまず確認させていただきたいと思っております。前回の骨子から変わった部分といたしまして、4. のところで、A案・B案を紹介している訳ですが、赤字の部分が前回の骨子案から変更している部分でございますけれども、(4) ということ、「給付と負担の見直し案に対する意見」をまとめて記載いたしまして、その次に(5) ということ、「給付と負担の見直し案に対する各議長会・共済会の考え方」ということで、都道府県議会議員共済会の考え方、2ページにまいりまして全国市議会議長会の考え方、全国町村議会議長会の考え方、それから特に全国市議会議長会の案については、かなり議論がございましたので、意見ということで④で書かせていただいております。

それから「5. 給付と負担の見直しに伴う検討事項」を独立させまして、前回でもご議論いただきましたが、「既裁定者の取り扱いに係る憲法上の論点」というのは非常に大きいのではないかとということで、それをまず(1) で最初に持ってきてまして、その後(2) で「その他見直し事項」、(3) で「見直しをしない事項」、それから(4) で「その他の論点」ということにいたしております。

それでは本文のご説明に入りたいと思っておりますが、変わった部分だけご説明させていただきます。

3ページの「1. はじめに」は変更ございません。

4ページからが、「地方議会議員年金の意義・性格」ということで、4ページはかわってございません。

5ページにつきましては、言葉を補っただけでございます。なお、後ろのほうに資料をずつつけておりまして、資料との連携性を確保するために、「(資料1参照)」、「(資料2参照)」を入れてございます。

6ページでございますが、ここも基本的に言葉を補っているところでございます。

7ページも言葉の整理をしております。

8ページも、ちょっと数字を直しておりますが、言葉の問題でございます。

9ページも同じでございます。

10ページからが、4. で、「給付と負担の見直し案」についてでございますが、(1)の「給付と負担の見直しに当たっての考え方」のところ、やはり合併による節減額をはっきりと書くべきではないかというご意見を前回の検討会でいただきましたので、赤のところですが、「また地方公共団体は、市町村合併等により議員報酬等について、毎年度約1,100億円節減できている一方で、市・町村議会議員共済会の掛金収入等の減少を招き、年金財政の大幅な悪化をもたらしていること」と明記いたしております。

11ページ以降も、12ページ、13ページも変わってございません。

14ページも直した部分だけでございます。

15ページでございますが、(4)で、「給付と負担の見直し案に対する意見」ということで、意見の部分をこの(4)の項目にまとめて書いております。まず①で「A案に対する意見」を書きまして、②で「B案に対する意見」を書きまして、③で「A案・B案に共通する意見」を書かせていただいております。このところで追加した意見は、下から2段落目ですが、「世代間の不均衡を是正するため、既裁定者の給付率をさらに引き下げることにはできないかとの意見があった」と明記をいたしております。

それから16ページが新たな項目で、「(5) 給付と負担の見直し案に対する各議長会・共済会の考え方」ということでまとめております。この中身につきましては、本日ご発表いただきました考え方も含めて、幹事会の了承を得て、本日最後の検討会ということで、あらかじめ記載をさせていただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

読ませていただきますが、「給付と負担の見直し案A案・B案に対し、都道府県議会議員共済会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会から、それぞれ次の考え方が示された。」

①で、「都道府県議会議員共済会の考え方」でございますが、「A案・B案に対し、都道府県議会議員共済会から次のとおり考え方が示された。」

地方議会議員年金制度を存続すべきである。その場合、現役会員の負担と受益の関係が保険制度としての限界点にあることから、世代間の給付と負担の不均衡を是正し、今後とも持続可能な会員が信頼できる制度として構築すべきである。

存続する場合は、A案でやむを得ない。

廃止する場合の考え方を検討するとした意見も4分の1程度あった。なお、廃止する場合の考え方を検討する場合には、一時金は掛金総額の64%を超える率を確保すべきである。

また地方議会議員についても、例えば被用者年金と同様に、基礎年金に上乘せの報酬比

例部分とするなど新たな制度の創設を検討すべきである」ということとございます。

それから②が「全国市議会議長会の考え方」でございます。「A案・B案に対し、全国市議会議長会（市議会議員共済会）から次のとおりの別案が提示された。

市・町村議会議員年金の市町村合併の影響による財源不足に対しては、全額激変緩和負担金で対応することとし、市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担：議員負担＝5対5」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

収入面の見直しについては、市町村合併の特例措置として設けられた激変緩和負担金の率を14%に引き上げ、平成33年度まで延長した上で、平成34年度から平成38年度までの5年間に漸減し、平成39年度に廃止することとする。」

17ページにまいりまして、「掛金・特別掛金の引き上げは行わず、負担金については16%に引き上げ、特別掛金に対する負担金は新たに創設して7.5%とする。給付面については、給付水準の引き下げは行わない」ということとございます。

③で「全国町村議会議長会の考え方」ということとございます。「A案・B案に対し、全国町村議会議長会から、年金制度を維持存続し、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、B案を基本としつつ次の点を検討すべきとの考え方が示された。

市町村合併が年金財政に及ぼした影響については、市町村合併特例法第65条第3項に基づき、激変緩和負担金として全額財政措置すること。

激変緩和負担金を除く公費負担を議員負担と同水準まで引き上げること。

現職議員については度重なるこれまでの改正を踏まえ、給付や掛金に関し過度の負担を強いることのないよう制度設計を行うこと。」

「④全国市議会議長会の案に対する意見」でございますが、「本検討会では、全国市議会議長会の案について、次のとおり意見があった。

激変緩和負担金を含めた公費負担率が10年以上にわたり6割以上になるのは国民の理解が得られないのではないかとする意見があった。全国市議会議長会が、財源不足に対して地方議会議員の追加負担がなく、すべて公費で負担すべきとする案しか受け入れることができないとするならば、当該案は国民の理解が得られないと考えられることから、結局は、廃止するしかないのではないかとする意見があった」と記載をさせていただいております。

それから「5. 給付と負担の見直しに伴う検討事項」ということで、まず憲法上の論点でございます。前回のご議論を踏まえまして書き込んでおります。18ページのところで、

「ii)財産権の内容を変更する程度」のところでございますが、「既裁定者の給付をさらに引き下げるに当たって、当該引き下げの既裁定者に対する影響をより詳細に把握するため、これまでにない大規模な地方議会議員年金受給者実態調査を実施したところである。」その結果、こういうことが明らかになったということを明記いたしております。

19ページにまいりまして、給付の引き下げを行うに当たって、所得が低い方に対する配慮措置を講じるということで、財産権の内容を変更する程度は、最小限に抑えるようなきめ細やかな配慮をすることとしているということを詳しく書きまして、以上の観点から、「今回さらなる既裁定者の給付の引き下げを行うものの、その変更する程度は、憲法上許容される範囲になるものと考えられる」というまとめにしております。

それからiii)のところ、年金制度を存続することが既裁定者の権利を保護するとともに、「地方分権等の進展に伴い、その役割は重要となる地方議会の人材確保につながるものである」ということを明記したところでございます。

それから20ページでございます。「(2)その他見直しをする事項について」で、高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化につきましても、前回も含めて、いろいろご議論いただいたところでありますが、ただし書きのところに書いてありますように、前回の骨子案では、これこれこういう意見があったという書き方をしておりましたが、こういう形で制度存続する場合は、高額所得者の一部支給停止をそのまま、国会議員と同じ形で導入することは適当でないことから、一定の配慮を行う必要があるということでまとめでございます。

21ページも言葉を補っているだけでございます。

それから23ページの「(4)その他の論点」の、公的年金との通算につきましては、骨子案では慎重に検討すべきであると書いておりましたが、検討すべきであると直させていただきました。

23ページ下から「6.廃止をする場合の考え方について」につきましても、基本的な部分は変わっておりませんで、24ページの一番下の行からですが、前回の検討会で指摘がありました64%の根拠ということで、「なお、受給資格を満たした者が一時金を選択する場合の支給率を掛金総額の64%としているのは、現行制度の一時金の支給率のうち、最も高い率が64%であるからである」ということを付記いたしております。そのあとは変わっておりません。

26ページで、「(3)廃止をする場合の考え方に対する意見」のところ、一時金の支

給率でございますが、「少なくとも80%とするべきであるとする意見があった」といたしております。

それから「廃止の場合であっても、地方議会議員の退職後の生活保障のため、地方議会議員についても基礎年金上乘せの報酬比例部分として新たな制度を検討するべきという意見があった」とつけ加えております。

それで28ページの「7. 終わりに」でございます。これは前回のご議論を踏まえまして、幹事会でも議論して、事務局案ということで作らせていただいたものでございます。読み上げさせていただきますと、「本検討会においては、市町村合併の進展等により、厳しい財政状況にある地方議会議員年金制度の今後のあり方を考えるに当たって、その果たしている役割を議論し、財源不足に対する市町村合併の影響度合いの試算など、具体的なデータに基づき、分析してきたところである。

本検討会は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大していく状況下での地方議会の位置づけや果たすべき役割の重要性、また、地方議会議員年金が議員の老後の生活を保障している機能を有していることに鑑み、地方議会議員年金の安定的な給付を可能とするために、必要な給付と負担の見直し案（A案・B案）を作成し、検討を行ったところである。

しかしながら、財源不足に対して、地方議会議員の追加負担がなく、すべて公費で負担すべきとする案が当事者から出され、一方で、とても当該案では国民の理解が得られないのではないか、という強い意見があったところである。

このような状況に加え、強制加入の年金制度として維持していくには、現職議員の負担が過重となっており、国会議員互助年金が既に廃止されたことも踏まえれば、地方議会議員年金を廃止することも一つの選択肢ではないかと考えられる。その場合の考え方やその方策についても、本検討会において検討したところである。廃止をする場合には、国会議員互助年金の廃止の方法にならい、受給者及び現会員に対する十分な保障が必要である。

本検討会としては、市町村合併の急速な進展等に伴う地方議会議員年金制度の基盤の構造的な変化による年金財政への影響に鑑みて、早急な対応が行われることを期待するものである」ということでまとめてございます。

そのあと附属資料をずっとつけておりまして、最後のほうに、この附属資料のあとに、各議長会・共済会からの提出資料ということで、前回、それぞれの議長会・共済会の考え方をご提示いただきましたが、その際に配付されました資料、それから本日一部配付され

ておりますけれども、そういった資料を巻末につけるといことで、事務局案としてまとめたとございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ただいまご説明がありましたように、A案・B案見直し案の後に、これまでの検討会で出されましたさまざまな考え方につきましては、後ろの資料にではなくて、この報告書の中に考え方として入れさせていただいて、より詳しいものは報告の後ろに資料でつけるという形にさせていただいた点と、憲法上の論点のところについて詳細に説明を書いてもらったということが前回からの改善点です。本日が最終回になりますので、「終わりに」という形でこの報告の提言をまとめた形の報告案が本日の議題でございます。

それではこの報告案につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら自由にお願したいと存じます。

【金子委員】 いいですか。「終わりに」というところですが、本文にもあることはありますけれども、地方分権、地方主権を進め、国の形を変えていく中で、地方議会も大きく変化をしていかなければならないと思っております。そのためには、地方議員の役割がますます重要になってくることは間違いございません。そもそも年金は、制度を変えてから定着するまでの時間がかかりますので、制度のあり方を考える際には、地方議会の将来像を見据えた長期的な視点からの検討が必要であると考えます。

その意味で、前回も申し上げましたが、存続するにしても、廃止するにしても、若い方々がサラリーマンの方々が辞職をして、地方議会に出て頑張ろうという、そういう意欲が出てくるような制度でなければなりませんし、将来の自治の担い手を確保するという観点からも、その一助になるような制度が必要であると考えます。

そのようなことを結論のところに書き込んでいただきたいと思っておりますが、具体的には、一番下から2行目の「鑑みて」にかえて、「対処するとともに、幅広い層から人材を確保し、地方議会が期待される役割を果たしていく視点からも」とこのように入れていただければと。その後に「早急な対応をとる」と、続けるような文言の挿入をしていただければとこのように希望を申し上げます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。それではただいま、最後の「終わりに」のところで、この原案でも地方議会の担い手が大切だということは本文の中でもうたっております。

すが、そういう人を支える意味でも、この年金制度の重要性を考えて、制度設計をお願いしたいという提案がございました。今のご提案は、議会の担い手を支えるという視点を、もう少し書き込んでもらいたいということによろしいですね。

【金子委員】　　そういうことです。

【大橋座長】　　わかりました。本日はご意見をいただきまして、この報告書は最終的にまとめて総務省に出すことになっておりますので、最終的には修文等はお預かりして直すという形になります。ただいまの点は盛り込ませていただきたいと存じます。

あとほかに。

【藤田委員】　　いいですか。これまで何回も検討会で発言させてもらっていますが、この報告書のまとめの中で全然触れられていないものがある。平成14年と18年に改定をしているんです。改正とは言いませんが、改定している。その改定がやはり政府案だということは間違いないと思うんです。修正をしてどうこうしたものではないと思うんですが、その政府案を提示されて、おそらく答申と言いましょか、そのとおりにまとめられたんだと思いますが、何が誤ったのか、国はその反省が全くないんですね。委員会ではないんです。国がこういうものを提示しながら、平成14年のときも改正をしたのに、たった4年でまた改正する。また4年たったら改正しなければいけないという。平成18年のとき明確に覚えているのは、20年は大丈夫だということをおっしゃっておられるんですね。その20年が根本から間違っていたわけです。その間違った政府案というのは、間違っていたというのを明確に出しておいてもらわなければいけないですね。国の案が間違っていた。それがなければ、なぜ4年ごとにやらなければいけないのかということになる。それに全然触れていない。

それから在職年数の30年というのも、ちょっと触れたわけですが、30年が上限で、もとは50年だったと思いますが、それが20年少なくなっているんですが、これも30年というのはいかがなものか。議員を30年以上やっている人は、そこで掛金を支払わないならいいですが、ずっと議員である限り、40年、50年やっても掛け続ける。それなのに年金額が増えていかないというのはおかしいではないかというのを申し上げたと思うんです。そういうことに全然触れてないし、一番問題なのは、そのときの経済情勢の見通しを見誤った。合併が急激に進んだというのがありますが、一番の基礎は、いわゆる経済情勢の見通しを見誤っていたという。同じ政府の機関にありながら、平成14年には、人事院は、国家公務員に対して平均給与マイナス2.03%の勧告をしながら、一方では経済

は上がって行って議員報酬も1.5%上がるという見込みをして、平成18年のときも全く同じように1.5%上がるという見込みをした。しかし、報酬は逆に下がっているんです。その差というのは大きなものがあると思うんです。これはやっぱり政府の責任ではないでしょうか。誤算をしてやってきたというのは、これはやっぱり報告書のどこかに入れておいてもらいたいと思うんです。ああだった、こうだただけではなく、基本的には間違っていたものを出したという、誤っていたということ。当時の検討会も、おそらく政府を信頼して、案を信頼して審議されたものだと思うんです。それがそのまま行ったという。その信頼が根底から崩れているわけですから、そのことを是非載せておいてください。あとは最後に意見で申し上げます。

【大橋座長】 ただいまの提案は、おそらく今回の制度設計をする前提のところ、今までの財政見通しが違っていたというところの説明で、その原因を究明して書いた部分がございます、それを踏まえて今回の提案という形になっているところの書き方についてのご提言だと思います。そのところは今いただきました趣旨を反映するような形で、また検討してみたいと思います。あとほかには、本日最終回ですので、どの点でも結構です。

【野村委員】 先ほど県議長会の方針が示されたわけですが、三議長会、それぞれの立場があって、改正に当たっての考え方は違いますが、制度存続に関しては一致しているところであろうかと思えます。本会としては、何とか、議員退職後の生活を維持し、これからの議員の担い手を失うことのないよう、年金制度を守っていきたいと考えているところでございます。

これまで町村は、合併によって多くの町村や町村議員を失ってきました。今度は年金制度まで廃止をするというのでしょうか。合併によって地方議会の人や金について、かなりの合理化、効率化が図られているのではありませんか。B案における合併影響分を全額財政処置する案は、総務省側からお示しがあったわけですが、当然、その措置は可能な範囲であるかと私どもは認識しております。従いまして、「終わりに」の中で、我々が望んでいない廃止について、検討会の結論がごとく「一つの選択肢ではないかと考えられる」と記述されているのは、まことに心外であります。確かにそうした意見もあり、検討した経過はありますが、選択肢として考えたつもりは一切ございません。

また、地方議会議員年金との比較で、必ず国会議員の互助年金の廃止が引き合いに出されますが、国会議員の年金は財政的破綻によって廃止されたものではなく、特権的だという批判を受けて廃止されたかと承知しております。地方議会議員年金については、この報

告書にもありますように、実態を踏まえれば決して特権的でないことが明らかであります。それなのになぜ結論たる「終わりに」において、国会議員互助年金が廃止したことを踏まえればといった記述になるのでしょうか。

これまで将来にわたり、安定した制度の継続を望んだ議論はどうしてしまったのか、報告書としての一貫性を欠いていると言わざるを得ません。よって我々町村議長会としては、「終わりに」について修文をお願いしたいと存じます。

議員年金制度は、昭和36年の創設以来、約半世紀にわたって引き継がれてきました。これは議員年金が、退職後の生活保障制度として根付いているからであり、担い手の確保という面から見ても、今後も必要な制度であると思います。どうかその点をしっかりとご認識いただきますようお願い申し上げます。修文につきましては、お許しをいただければ事務総長から説明をさせていただきたいと思っております。

【大橋座長】 同じ内容ですので、今一緒に修文案もご説明いただけますか。

【高田幹事】 それでは、私から修文についての考え方をご説明させていただきたいと思っております。「終わりに」の原案の4段目と5段目の部分でございます。これについては会長から申しあげましたように、廃止についてあたかも選択肢であるというような位置づけになっておりますので、私どもの修文の考え方では、「このような状況に加え」を「また」にしまして、その後の「国会議員互助年金は既に廃止されたことも踏まえれば」を削除させていただき、続いて「地方議会議員年金は廃止することも考えられるのではないかの意見があり、その場合の考え方、その方策についても検討したところである。」とし、そのあとに原案では、「廃止する場合」が続いてございますが、2段落目のA案・B案の考え方のバランス上、それについては触れないということで修文をいただければと思っております。

それからまた、5段落目でございますが、最後の「早急な対応が行われることを期待するものである。」のところで、なぜ早急なのかの説明が必要であろうということで、その前に「平成23年には、市・町村議員共済会に係る受給者への年金給付が不能と見込まれる事態になることに鑑み」を挿入させていただきたくお願いするところでございます。

また、3段落目についての対応で、2行目の「する案が当事者から出され」の「当事者」がはっきりしていないので、「当事者」は削除していただき、「する案が出され」ということでいかがかと思っております。

続いて、「一方で」というのは、「これに対し」にかえていただきまして、その3行目の「強い意見があった」から「強い」を削除していただければと思っております。これは全

体のバランスを考えた表現のほうが好ましいのではないかとということで意見を出させていただいているところでございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ただいま終わりにのところににつきまして、ご意見がありました。客観的に修文案を聞いて思いましたのは、この国会議員の例が出ているという趣旨は、おそらく国会議員の年金を最後廃止してたたむときに、きちんとした手続を踏んで、当事者の財産権を配慮する形で制度設計を行ったという前例があるので、もし廃止ということであれば、今回もそういうきちんとした対応をしてくださいという趣旨で書かれた内容かと思えます。これは、当事者の方にとっても不利益になるような内容ではないということで、ここに国会の話が出ていたのではないかと考えます。

それと最後に言われた「23年には、年金給付が不能と見込まれる」というのは、今回の検討会招集の最大の原因だということで、大前提だったと思うのであえて書かなかったということだと思いますけれども、ここにどうしてもということであれば、これはまた強調してもよろしいように思います。

それとあと、この廃止案の取り扱いについてなのですが、本日いただいた案でも、町村のほうのご意見というのは、B案ということを基調にしたものであって、それは非常によく理解できました。他方で、前回からのご意見を伺っておりますと、ほかの団体のご意見の中には、この案でなければ廃止とか、それから検討された中で、本日も県のほうで4分の1は廃止を検討とのご意見もありましたので、これも一つの選択肢になっているということではないのかと思えます。ですから今回は、報告では、見直し案、どれか一つに限定はしてなくて、ただ制度設計の可能なものとして見直し案としてはA案・B案を出している。ただしそれを判断いただく上で、廃止ということも視野に入れた上での、おそらく最終的には選択の問題になってくるのだらうと思えますので、これについてはきちんと今回は検討したということで、この報告書はできていると理解しております。

よろしいですか。どうぞ。

【渡辺委員】 この原文を見て、私も、やっぱりこの「終わりに」の書き方が、確かにおっしゃるとおりA案・B案の検討を行ったということは書いてあるんですが、この文章の問題として、原文28ページのところですが、真ん中で「しかしながら」と来ると、私の個人的な受けとめ方かもしれませんが、早い段階でA案・B案よりも、否定とまでいなくても、A案・B案をやった、でもこうこうこうだから廃止案をとということで、廃止

案のところが4段落目、結構詳しく国会議員云々と書いてあるので、確かにこれを素直に読むと、率直に言ってかなり廃止案にウエートを置いているなという印象は受けます。ですから、おそらくこれは、国民と言ったらオーバーですが、例えばプレス発表をやったとすれば、想像の範囲は出ませんが、かなり廃止案にウエートを置いている報告だなという印象を受けますので、そういった意味でお話があったような感が出てくるのかなと。

ですから、A案・B案かつ廃止案というものを我々は、平等にといいましょうか、均等にやったよという意味ではもうちょっと、特に私がひっかかるのは、この「しかしながら」という、真ん中でが一んとひっくり返しているわけですから、ここは上2段を否定しているという意味合いが非常に強いかなと。そういった意味で、ややそういった印象を持ちました。

【大橋座長】 わかりました。どうもこの書き方がそういう印象を与えるのであれば、ここは少し書き方を変えて、考え方としてはA案・B案と廃止案を制度設計の案として検討しましたということで、その中でのウエートをどうということはここでは決めずに、あとは政策というか、政治決断していただくというようなことになると考えております。

ほかには。

【藤田委員】 さっき一つ言い漏れたのですが、我々、現職の議員だけが負担をしてこの年金制度を守らなければいけないということはないと、再々、繰り返し主張したんですけど、そのこともやっぱり触れておいてもらいたいと思うんです。何となく、とにかく公費負担はいけないというのが先行しているんですが、今の議員だけが負担してこの年金制度を維持していくということにはならないと思うんです。そのことは是非どこかで書いておいてもらいたいと思います。

【横道委員】 ちょっとその点、今、藤田さんがおっしゃられたのは、よくおわかりになった上でのご発言だと思うのですが、確かに合併が急激に進んで、その分については特別措置をしなければいけないということはそうなのですが、維持していくとした場合には、一種の互助会、それに公費が入っているというものですから、それは当然議員の方々も、年金財政の動向いかんによっては負担のあり方を考えていただかざるを得ないという、そこはそういう仕組みだということでご理解いただきたいと思っておりますし、私はそう理解しております。

【大橋座長】 どうぞ。

【野村委員】 我々の説明に対して、今、渡辺委員のほうからいろいろとご示唆をいた

できましたが、本当に私どもは、従前から廃止ということは全く眼中になく、この制度を継続していくということで取り組んできました。そのような過程の中で一つ間違えると、廃止がこの検討会の中で議論されてきたということになりますと、私どもも同僚議員から、それは今までの方向と違うのではないかということになります。

私は、継続を前提にこの検討会に出てきており、今まで廃止ということ私どものほうから一切申し上げたつもりはございません。事あるごとに国会議員の年金制度が廃止されているというのが、必然的に地方議員の年金制度もという解釈になりますので、国会議員とは全く違う角度から地方議員年金制度はあるということの説明をお願いします。

【大橋座長】 あとほかに、ご意見等。どうぞ。

【大竹幹事】 まことにシャビーな話なんですけれども、16ページでA案・B案に対するいろいろな考え方が提示されております。私どもの全国市議会議長会のほうでは、A案・B案に対する意見と、それから廃止する場合の考え方についての意見と2つ出しております。これにつきましては、A案・B案は16ページに整理され、廃止の場合については26ページに整理されているんですけれども、今回、県の共済会のほうのペーパーに示されましたこれを見ますと、16ページにA案・B案に対する意見とあわせて、廃止する場合についての64%の否定論が入っておるわけでございます。私どものほうでも同じように、廃止する場合については80%主張しているんですけれども、それが26ページではどこの主張かが消えてしまっているわけでございます。したがって、扱いがバランスを欠いていると思いますので、その点について要望願いたいと思っております。

【大橋座長】 ただいまは事務局への要望ですね。

【大竹幹事】 はい。

【高原幹事】 すいません、確かに16ページの全国市議会議長会のところに、廃止のときの議論が抜けておまして、都道府県のほうは書いておりますので、やはり1カ所に集中して書いておいたほうがいいかなと思います。それでは16ページに、市議会の廃止した場合の考え方を書き加えさせていただく方向でまとめたいと思います。

【大竹幹事】 お願いします。

【大橋座長】 それでは、ただいまのところは、同じような形で記述の箇所をそろえさせていただくという取り扱いにさせていただきたいと思っております。

あとほかに、どうぞ。

【松本委員】 ちょっと確かめさせていただきますが、市議会議長会の案は、A案・B

案で、B案でなければ廃止だというご意見でしたよね。

【藤田委員】 A案もB案も反対なんです。

【松本委員】 A案もB案も。

【藤田委員】 ええ。

【松本委員】 あ、そうか。A案・B案反対で、ともかく増えた分は、立ち行かなくなった部分は、すべて公費で見るのでなければ廃止だと、こういう案だったですよ。

【藤田委員】 そうです。

【松本委員】 ですから、廃止も選択肢になっているわけですね。

【藤田委員】 なっております。

【松本委員】 なっておりますよね。はい、わかりました。

そういうことになりますと、やっぱり廃止は選択肢の一つだということになるんじゃないですか、選択肢の一つだということに。だから、ウエートをつける必要は全くないと思いますが、A案・B案、廃止案、この3つは並べて書いておかないと、意見の集約にはならないという感じがします。

それから、あともう一つ。廃止した後、議員さんの公的年金というのが被用者年金部分、被用者という言葉がいいのかどうかは別として、いわゆる2階に相当する部分ですね、これが国民年金基金しかないということ。この議論は、議員さんのそれぞれのお立場を考えれば、どういふ案かはわかりませんが、何かそういうもの、都道府県議長会のほうからはかねてからおっしゃっていることですが、その辺は何か工夫してくれないかなという感じのことがあらわれるようにしておくのも一つの考え方かなと。

【金子委員】 それは制度上どうなるんですか。できるんですか。

【松本委員】 まあ、いろいろ考え方はありますが。私は、私なりの考えを持っていますけど。何かその工夫があってもいいなという、その気持は私もしているんですけど。

【金子委員】 ですから、我々の議論の中では、A案・B案、色々な市議会の案とか、新たな案も出てきましたけれども、現役会員がどちらのほうが得するかというような話ではなくて、将来の地方自治の担い手をどう確保するかという視点に立って議論をしていかなければならないというのが基本的な考え方なのです。

ですから、もし廃止という場合には、いわゆる被用者年金の2階部分に相当する部分への対応をしっかり固めなければ、もう地方議会議員になる人がいなくなります。30代のサラリーマンが仕事を辞めてでも議員になろうとか、そういう方が出てこないということ

は、もう本当に地方自治の担い手をどう確保するかという観点からすると、大変なことだと。これはもう現実論として、年金受給者かお金持ちかしか議員になれないというようなことになってしまうと。それをきちっと主軸にお考えをいただかなければいけないと思っています。

【松本委員】 私も全く同じです。まさにこれからの地方議会議員の方々のことを、はっきり言えば、いい人材が出てくるということが大切です。現実には勤務体制が、勤務といいますが、勤務という言葉がいいかどうかはともかく、議員の活動というか、政治活動も含めてになりますけれども、その部分を含めて、かなり地方公共団体との関係で専門職的になっている状況を考えれば、それに対して国民年金基金に入りなさいよという形でいいのかどうかということは、やっぱりちょっと考えてみる必要があるのかなというのは、私の率直な気持ちです。

ですけど、今ここでそう言っても何ですから、廃止した場合のそういう手当というものも将来検討する必要があるんじゃないかなぐらいのこと。検討というとまた期待を持たせちゃうかもしれませんが、そういうことも何か、表現を変えてもいいですけどもそこに何か、道筋を全く閉ざすようなことではないよということをほのめかしておくような記述を、書いておくことも考えられるのかなという気がします。廃止案を案として出す場合にです。案を出すことと、そのことを書くことがバーターになるということですよ。そういう感じでどうですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【渡辺委員】 現実問題として、都道府県のここにありましており、廃止した場合、新たな報酬比例部分の年金制度ということですよ。今お話しあったように、国民年金基金じゃないとするならば、どう考えても新たな確定給付か、確定拠出年金を創設するしかない。ほかにありようがないと思うんです。それで現行制度は、老齢基礎年金には国庫負担は入っているけれども、報酬比例年金には国庫負担は入っていないという、つまり保険料だけで運営する新たな年金制度ということしか、どうも私には考えられませんがね、理屈を詰めていけば。今、ここでどこまで詰めるかは別として。

それと、松本委員がおっしゃったことは、そのとおりだと思うんですが、もし廃止した場合に新たな制度の道筋をある程度ほのめかすといった場合には、どう理屈で考えても確定拠出か確定給付、おそらく確定給付の場合には、個人的に無理だと思うんです。国会議員の場合も議論になったけれども、確定給付だったら、労使ともに拠出して行ってやらな

きやいけないといった場合に、国会議員も地方議会議員もそうですが、単年度予算主義をとる中で、30年、50年後をにらんで税金として積み立てることができるかといったら、まずこれは。それ以上細かい議論はわかりませんが。そうしますと、確定給付はまず無理となったら、単年度主義の確定拠出という議論は現に国会議員のときにあったわけで、それ以上言いませんが、どうもどう考えても、書くならそれしかないのかなと言わなければ、もしそれを発表したときに、世間から質問を受けたときに、どう答えるのかなというのはちょっと疑問に思いましたね。

【松本委員】 今おっしゃった確定拠出というのも一つの案なんですよ。確定拠出じゃなくても、既存の制度に溶け込ませるということも考えられないことはないし。ですから、そこは「新たな」と何も書く必要はないと思います。だから、何らかの手当を検討とか、何かの方途ですかね、方途も考えてみることも、その可能性も考えてみる必要があるとか、考えてみることもあり得るぐらいですかね。

だから、その程度のことを書いておくというのも一つの、廃止ということを前提とした場合にはですよ、あくまで。廃止という案を書くならば、それで切って捨てるだけというのは、ちょっと先生方もつらかりうと思うものですから。ですから、何かそういうことを入れておいたらどうかなという気がしています。確定給付も一つの案、立派な案だと私は思います。

【大橋座長】 どうぞ。

【野村委員】 この様な展開になると、廃止論が議論されがちですが、今ここで廃止するときにはどのようにするといった方策が出てくると、廃止が先行されがちになります。我々が主張しているものが通らなかったときには、やむを得ず廃止ということもあろうかと思えます。

その時点で廃止の議論がされるべきであって、今の段階で廃止する場合の議論になると、廃止のほうが先行するというように私にはとれますし、制度の継続から変わってしまいますので、この段階で廃止についての議論は差しとめていただきたいと思えます。

【大橋座長】 先ほどご議論ありましたように、A案・B案を中心にしたところのご提案と、また廃止ということも視野に入れた提案もこの検討会の中で出ておりますので、それもやはり入れざるを得ないという気もいたします。それと、国会議員が事実上ああいう形で廃止になったということで、それを踏まえて議論をしていないのかということをおっしゃられたときに説明がつかないのと、おそらくこれは、時間的には、法律改正などがこれから

入ってくるんだと思います。しかし、もう平成23年には枯渇とかというようなことだとすると、時間的な日程としては、見直しと廃止とをすべて視野に入れた上でここで議論をしていくことになるんだろうと思います。

それで先ほど、最後のところで、廃止した場合という前提で、その後の制度についてのお話がありましたが、これは報告案でいいますと、6で「廃止をする場合の考え方」というのがありまして、廃止の場合の制度設計と費用の問題と、それについてこの検討会で出た意見というのがありますので、この(3)の意見の部分か、ないしは(4)というような形で、その後の方途として整理することを考えます。ただ、ここに先ほどご議論いただいた具体的な制度設計の中身まで書けないかもしれません。本日出た話ですので、後で聞かれてもなかなか中身が伴いませんので、そこのところについて大事だという問題認識を示して、そこの手当の問題は考えてもらいたいというような提言を、この(4)か(3)のところにつけ加えるというような形に、先ほどの議論を踏まえて反映させていただきたいと思います。

あとほかに、どうぞ。

【藤田委員】 一番最後に所感を言わせてください。いいですか、もう何にもないんですか。何かほかがあれば、一番最後でいいです。

【大橋座長】 この報告案についてということですか。

【藤田委員】 ええ。報告案について、今までのことについて。

【松本委員】 じゃあ、座長に一任をとっておいて、字句の修正は、今までの意見を踏まえて座長に一任しておいて、そしておっしゃっていただく。

【大橋座長】 では、後でご意見を伺う場を設けます。本日いろいろなご意見を伺いましたので、報告書の中に反映させていただきたいと存じます。

それでは、時間的な制約等がございますので、本日いただきました内容の修正につきましては、座長に一任いただくということでご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。では、そのような形で。

【藤田委員】 ちょっと、報告書の取りまとめですか。

【大橋座長】 はい。

【藤田委員】 一任しておいたらどうなるんですかね。また今までと同じになるんですかね。

【大橋座長】 本日のこの報告書案を基本に、それで本日いただいたところについて修

文を加えるということですが、

【藤田委員】 座長として報告書をまとめられるのはやむを得ないと思いますが、一任というところにひっかかるんですが。

【松本委員】 これは一任じゃないと。一任しないとどうにもならないかもしれない。

【大橋座長】 本日で日程的には取りまとめて提出というような運びをとりたいものですから、できましたら議論としてはもう出尽くしているというように思います。市議会のお考えもよくわかりましたし、それも中に盛り込ませていただいて報告書をつくっておりますので。ですから、あとは本日いただいたご議論を盛り込みます。

【藤田委員】 何度も言いましたが、基本は、我々がいろいろな要素があって話したんですが、それを現職の議員がみんな負担しなければいけないことはないのではないかとというのが基本なんです。そういうことをやっぱりどこかで入れておいてもらわなければいけないと思うんです。

【大橋座長】 それは先ほど出たご議論ですよ。

【藤田委員】 ええ。何か公費負担は理解が得られないというようなことになってくるのですが、そうではなく、どうして破綻をするのかという原因をよくよく究明していかねばならないと思うんです。今いる議員が払えと、こうなるのはわかりますが、究明もなくいわゆる掛金率を上げるとか、今年金をもたらっている人の給付水準を下げるとかいうようなことで帳尻を合わせたら、今までと同じことになるんです。

【大橋座長】 今回は、一応これを分析して、合併負担分については激変緩和のものをどこまで入れるかということについて、A案・B案というような案を入れました。それ以上の負担のところということにつきましては、この会として承認を得られておりませんので、そのところについて、さらにそれに上乘せと言われる市の案というのは、中に考え方で載せさせていただいて、資料でつけるというふうに取りまとめさせていただきたい。

【藤田委員】 案を座長としてまとめられるのは、私は座長としての責任だろうと思うんです。だからといって、我々も全部座長に一任して、これをみんなの案だとおっしゃってもらっても、私もその案はどのようなものが出るやらよくわからないところもあって、責任が持てないところもあると思うんです。そういうときにはどうなるんですか。基本的に、A案・B案は反対ですから、それをひっくるめてまとめてこうやるとおっしゃるのを賛成していただきたいと言われたら、どうすればいいですか。

【松本委員】 でも、これは市議会議長会の案も全部書いてあるわけですよ。ですか

ら、それも踏まえて座長さんが、皆さんの本日の意見も聞いたりしてお取りまとめになられるんですから、そこは座長さんを信頼していただくということになりませんか。

【藤田委員】 皆、案が結論出なかったということでありましょうが、案をまとめられることについては、私は反対する資格はありませんから、どうぞしてもらえればと思います。

【横道委員】 案をまとめられるというのは、報告書の……。

【藤田委員】 ええ、報告書をまとめられるのを。

【横道委員】 今回、報告書でA案にするとかB案にするとか、あるいは廃止案にするとかいう中身にはなりませんので。いろいろ意見が出て、私も個人的には意見は持っておりますけれども、A案でもB案でも、廃止案でも、あるいは市議会議長会からこの添付されている資料が出ましたが、いずれのところでもいろんな意見が出て、最終的にはA案・B案、そして廃止案も一つの選択肢だという報告書のまとめ方でありますので。

【藤田委員】 ですから、これはどうでしょうか。今まで出た修正意見を、報告書にまとめられることについては座長に一任します。そのことについてはみんなで話したことで、それをまとめておやりになることはいいと思う。それ以上のことは言えませんが。

【渡辺委員】 最初に見た「終わりに」の文章は、私、最初に拝読したところ、はっきり言って、藤田委員というか、市議会議長会の意見が相当入っているなというのが率直な印象なんです。A案・B案をさらっとやっておいて、しかしながらこういう、これは市議会議長会のことですよね、最初の原文、28ページ。簡単に言うと、市議会議長会からこういう強い意見が出されたから、結局そうなった場合には廃止という選択もあるねという流れだと私は受けとめました。率直に言うと、藤田委員というか、市議会議長会の意見が相当色濃く反映された。そこに町村のほうから、ちょっと待てと、廃止がかなり色強く出ているじゃないかと。これはイコール、何度も言うように、市議会議長会のあれかなと。

そういった中で、私は本日いろいろ意見を言ってきたつもりだし、皆さんもおそらくそうじゃないかということで、だからこの「終わりに」という、つまり報告書の骨子としては、もうちょっとA案・B案、廃止案というのを公平に出そうねということで、市議会議長会はもちろんそのどれでもない。しかし、さっき松本委員がおっしゃったように、強いて言えば、市議会議長会も廃止ということを選択肢として挙げておられるからということで、A案・B案、廃止案という、結局これを客観的かつ冷静というか、公平に並べるのが「終わりに」の文章として一番妥当じゃないかという意味で、そういう議論をしているつもり

なので。

【藤田委員】 はい、わかりました。出たことを座長がおまとめになることについては異議ありません。それはそれでいいと思います、報告をまとめられることについては。

それで、最後にちょっと言わせてもらって、一番最後でいいです。

【野村委員】 確認させていただきたいと思いますが、これがもう最後の検討会ということで理解してよろしいわけですね。

【大橋座長】 そうです。

【野村委員】 座長さんにまとめていただくのは、私も異論はございません。しかしながら、言葉の使い方等によって、とられ方が逆になってしまうようなこともあろうかと思えます。調整等は座長さんにお任せをしていくということですか。

【大橋座長】 本日、ここに出ている報告案がほぼ確定案で、本日いただきましたところで修文を加えて公表するというような形で考えております。それで、修文の具体的などころにつきましては本日何点かご提案いただきましたので、それを踏まえてということですね。この原案につきましてはご意見いただいたということで、できましたらこれで取りまとめて公表ということにさせていただきたいと考えております。

【藤田委員】 いいと思います。議事録もつくってありますから、それぞれ足りないところはそれを見ていただくといいでしょうか、そういうことで発言の内容もおまとめいただくのはやむを得ないのではないかと思います。どうでしょう。

【野村委員】 私も、それで結構かと思えます。

【大橋座長】 本日ご議論いただきましたように、A案とB案と廃止案というのは、どれにウエートを置くということではなくて、制度設計する上での基本的な筋を押さえたものを上げるとすれば、A案とB案と廃止案というような形で、山が3つできるような形で、これを報告書としてまとめて公表させていただきたいということです。それにつきましても、各団体とか、各委員の先生方につきましても、それぞれがご自身の考え方が少しずつ違ったところにあるということは、例えば議事録とかを見ればわかるところでありますけれども、ただ、組織体として対外的に出すときに、あまりに意見が分かれたものを出すと、かえって何を検討していたんですかということにもなりかねないと思いますので、制度設計案としては、A案・B案、廃止案というものを3つ並べたような形で考えています。今後、議論いただく中でそれぞれの問題点とか、考えなければいけないというところは上がっていると思いますので、それは政府のほうに上げて、最終的な形にさせていただきたいと

いうように考えております。

それでは、そのような形で本日は終了させていただいて、報告案をまとめるという形でお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋座長】 それでは、ほかに、全般的な事項につきまして何かご意見ございましたら、伺っておきたいと思えます。

【藤田委員】 いいですか。ほかにおられますか。

座長さんがさっきから、この検討会は本日が最後ということを言われますので、幾つかの総務省の方にお伺いをし、また私の所感を申し述べさせていただきたいと思っております。

今回の検討会は、自民党、公明党のいわゆる連立政権下で、総務省において委員を選任されたものであります。我々、地方議会を代表する現在の委員3人は、平成14年度、平成18年度の過去2回の制度改正時には1人も入っておりません。当然、改選がありましたから。一方、お聞きをするところによりますと、学識経験者の委員の方々には、過去2回の検討会から引き続きの経験をした人が2名入っておられるとのことではありますが、これらの委員の選考に当たっては、どういう基準で行われておるのかお伺いをしておきたいと思えます。これが一つであります。

これまでの経緯を見ますと、いわゆる時の政府の方針に沿った報告書の取りまとめだったのではないかと思うわけでありませう。平成14年、平成18年の制度改正において、事務局である総務省から出された案は、現在の年金の状況を見れば、結果として全く先を見通していない改正内容であり、これまでいわゆる政府主導で思いどおりの報告書を作成し、政府の思いどおりの改正が行われたのではないかと思えますが、地方議会議員をまさにごまかしながら、その場しのぎで制度をつくり上げてきたと言っても、私は過言ではないのではないだろうかと思っております。

我々は、時の政権に振り回されてきた。これまで国を信頼をし、相互の信頼の上に立って議員年金問題を考えてきたわけでありませうが、結局だまされ続けてきたという感じでありませう。

そして、このたびの改正に当たっても、平成14年からわずか10年足らずの間に掛金をおよそ5割も引き上げて、給付を3割も削減するという、通常の公的年金だと政権を揺るがすような大きな社会問題となるような改正を行ってきたと私は思うわけでありませう。

それにもかかわらず、平気でこれまでと同じようなA案とかB案とか、数字合わせの案を出してきておられるわけであります。それも、前回の改正で、今後20年間は大丈夫と言っていたにもかかわらず、わずか数年で破綻をすることになったわけであります。果たしてこれまで国が法律で定めた他の年金制度でこのような過酷な負担を強いられる改正が行われてきた年金が一体あったでありませんか。

総務省は、このような結果を導いた責任をどのように感じているのか、全くその反省の弁がありません。このような事態になったのは、政府を信頼して、政府が出された案だけで審議を進め、そしてだまされ続けてきた結果であると考え、このたび我々は、この検討会の立ち上げに際しまして、議長会から、委員の人数を増員していただくよう総務省に申し入れをしたわけであります。これは議長会の委員が3人、学識経験者の委員が4人、総務省の委員が1人ということになれば、これまでと同じ構成で、また同じ結果になりかねないという危惧をしたからであります。しかし、この申し入れは、総務省側から拒否をされました。

さらに我々は、全国市議会議長会と市議会議員共済会と合同で、過去例のない対策検討チームを立ち上げ、喧々諤々の議論をこれまで行ってまいりました。そうしてこの対応策を検討したわけであります。そして、先般のときに一つの案を提出させていただいたわけであります。

しかし、これにつきましても、これまでいかに我々現職の議員や既裁定者に過酷な負担を強いる改正を行ってきたかという、過去2回の改正経過を熟知しておられる委員からも、国民の理解が得られないという一言で我々の案を片付けられたところであります。

今回提示された報告書の内容は、廃止したほうがよいのではないかという方向でまとめられているように見受けられます。我々としては、断固として存続を求めていくところではありますが、諸般の情勢から、やむを得ず廃止せざるを得なくなった場合においても、既裁定者の現状の生活を守ることはもちろん、現職の議員に対しても、これまで納付してきた掛金や特別掛金について、国会議員の例にならい、少なくとも納付総額の80%はきちんと返還していただくよう、このような結果に立ち至った政府の責任において措置をされるべきであると申し上げておきます。

現在、全国の市議会議員の中からは、国によりこれまでだまされ続けて掛金を納めさせられてきたものであり、国を相手取って訴訟を起こすべきである、こういう声も大きくなってきております。我々としては、国を相手取って争うことは本意ではありませんが、今

回の対応如何によっては、訴訟も辞さないという事態が起こるかもしれない状況であり、非常に懸念をいたしているところであります。

皆さんには大変ご苦労いただき、熱心にご審議をいただいたところでありますが、不愉快な思いをされておられることもあろうかと思えます。しかし、我々現職の議員だけでなく、これまで全国各地の地域において、地方自治発展のために尽くしてこられたOB議員、そして市町村合併により不本意ながら身を引かざるを得なくなった多くのOB議員や、それらの家族をこれ以上苦しめるわけにはいかないという気持ちをお伝えしたく、私の所感を申し上げたところであります。ご容赦のほどいただきたいと思えます。

なお、そうしたことを踏まえた上で、最後に、全国市議会議長会としての意見を申し上げさせていたいただきたいと思えます。

改めて申し上げるまでもなく、これまで私は、議員年金制度の維持に向けた考え方を再三申し上げてきたところであります。前回、これまでの主張を踏まえた全国市議会議長会案を提案させていただきました。しかしながら、本会案に対して学識経験委員からは、合併影響分に対する措置についてはある程度の理解が得られたものの、議員負担と公費負担の割合を5対5とすることなどの公費負担の増について、国民の理解が得られないなどの発言があり、賛同が得られなかったことは誠に遺憾であります。

また、報告書には、本会の案が明記されたものの、最終的に検討会の見直し案として意見集約ができなかったことも大変残念であります。

これから総務省において、見直しについての方針が取りまとめられると思えますが、そのときには、ぜひとも本会の案で取り組みがなされることを強く求めて、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

【大平幹事】 特にございません。

【大橋座長】 ではほかに、全般的な事項で結構ですので、ご意見を。

【松本委員】 本日、座長、会見でこれを発表されるわけですね。

【大橋座長】 はい。

【松本委員】 座長談話みたいなもので、いろいろ関係者、議長会のほうからは、この取りまとめに対しても実はいろいろなご不満もあるんだと。不満という言葉はよくないかな、いろいろご異見もあるんだと。イケンというのは異なるほうの異見ですよ。それで、

それでも協力をして、取りまとめを一任していただきましたというようなことを会見で口で言われるか、あるいは座長談話として何かお書きになって配られるか、そういうことを考えていただければ、三議長会の先生方も背後にそれぞれ組織を持っておられますから、お立場がありますから、そういうことをもし座長のほうで考えていただければ、私個人の意見ですけど、いいんじゃないかという気がします。

【大橋座長】 本日、この報告書を取りまとめました後に、大変関心が強いということで、記者会見の場を午後に用意してございます。そこに出て行って、今回の議論の状況とこの結論部分についてお話ししますが、その折には、今市のほうからもいただいたような形で、この報告書に出たA案・B案、廃止案ということにとどまらないいろいろな意見とか、それについてのご不満なり提案があったということまで踏まえて、しかし制度設計の案としてはこういう形でまとめさせていただきましたというようなことをお話ししたいと思います。

文書にまとめる時間等がございましたら、談話という形をとらせていただきますけれども、それは後で事務局と相談して決めたいと思います。

あとほかに、全般的なご意見でも結構ですので、よろしいでしょうか。

それでは、少し早いようではありますが、大体予定していたことの審議が終わりましたので、第6回の検討会を終わらせていただきたいと思います。最終回ですので、私から一言だけごあいさつさせていただきます。

今回、非常に厳しい状況の中で、行革と市町村合併の中で、予想を上回った規模でのいろいろな進展状況があって、この年金制度自体が、もう待たなしという中での制度設計提案の会議だったわけでございます。

前回、前々回以上に非常に難しい問題でございまして、内容も厳しいものになりましたけれども、幸い、皆様方から大変熱心にいろいろ議論いただきましたおかげをもちまして、少なくともこの制度を考えていく上で、必ず触れなければいけない基本的な問題の所在ははっきりさせることができました。それについての当事者の方の思いというようなものも、この報告書なり議事録の中で記すことができたというように考えております。

またあわせて、事務局の協力を得まして、前回以上に地方議員の方の実態調査というような形で、この年金が持つ具体的な意義も明らかにできた点も非常に有意義だったと思っております。

このような形で、実現可能な制度設計の案、3案をベースとした報告書を本日提出する

形をとりたいと思っております。これを踏まえて政府のほうで、もう時間がございませんので、真摯な取り組みをしていただけることを要望していきたいと思っております。

不馴れな座長でいろいろご迷惑をおかけいたしましたけれども、本当にご協力ありがとうございました。(拍手)

それでは、事務局から何かございますか。

【高原幹事】 事務局を務めております福利課長の高原でございます。

本年の3月から、本検討会におかれましては、地方議会議員年金をめぐる情勢が大変厳しい中で、ほんとうに真剣なご議論をいただきありがとうございました。また、それぞれの議長会、共済会におかれましても、組織内でいろいろな形で議論が積み重ねられておるとお伺いしております、ほんとうにありがとうございます。

先ほどもお話がございましたが、制度として存廃が迫られているという、こういう厳しい状況に立ち至りましたことは、制度を所管しております私どもといたしましても、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。ただ平成14年改正、平成18年改正の時もそうでありますけれども、各議長会あるいは共済会、有識者の皆さん、それから我々事務局一体となって、意見を最大限出し合って、その当時の客観的な情勢の中でそれぞれ諸先輩方が努力してここまでやってきたものと思っております。そしてまた、今回も、皆さんの意見をいろんな形で受けとめながらやってきたつもりではございますが、いろいろ不手際がございましたことは、この場をおかりしておわびを申し上げたいと思います。

ほんとうにこの1年間、ご指導いただきましてありがとうございました。

【大橋座長】 それでは、これにて閉会といたします。熱心なご議論ありがとうございました。